



学校制服取引における競争政策の効果

石黒 透 Ishiguro Toru 公正取引委員会事務総局官房総務課長補佐

学校制服取引の形態と特徴

我々にとって身近な学校制服ですが、その価格は長期にわたり上昇傾向にあります。小売物価統計のデータによれば、2007年度に約28,000円であった公立中学校の男子詰め襟の平均価格は2016年度には約33,000円にまで上昇しています。直近に行われた公正取引委員会によるアンケート結果でも、2015年度に33,826円だった高校の男子ブレザーの平均価格は、2022年度に36,939円にまで上昇していました。

学校制服の取引は特徴的な形態で行われます。一般に、制服メーカーは直接又は卸売業者を経由して制服を販売店に卸し売りしています。生徒・保護者は販売店から制服を購入しています。ここで重要なのは学校が果たす役割です。図1の下半分で示すように、学校は、生徒や保護者の要望を考慮して、制服メーカー及び販売店に対して一定の関与を行っています。

制服の仕様は、学校や制服検討委員会と呼ばれる組織(学校長、教職員、生徒の代表、PTAの代表等から構成される)において変更が決定され、複数の制服メーカー等が参加するコンペを開催するなどして新制服を決定する例が多いとされています。新制服が採用された場合、制服メーカーから学校に仕様書が提供されるとともに、新制服のデザインに係る意匠権も制服メーカーから学校に譲渡されるのが一般ですが、学校が特定の制服メーカーを指定し、自校の制服の製造を依頼し

ている場合もあります。また学校は、入学説明会などにおいて、自校の制服を取り扱っている1又は複数の販売店を案内するケースが多いとされています。典型的には、学校が制服の購入先として販売店を指定し、当該販売店で購入するよう案内しています(いわゆる「指定販売店」)。こうした中、制服メーカーを指定している理由が不明のまま指定し続けている、指定販売店等の変動があまり見られないなどの実態が指摘されています(公正取引委員会「公立中学校における制服の取引実態に関する報告書」2017年11月)。

学校制服と競争政策

公正取引委員会は、競争当局として独占禁止法の執行を行うとともに、市場における競争を促すために関係者への提言等を行っています。前者はエンフォースメント、後者はアドボカシーと呼ばれますが、近年、学校制服の取引について次の2つの取組が行われました。

(1) アドボカシー

2017年に公表された「公立中学校における

図1 制服の流通

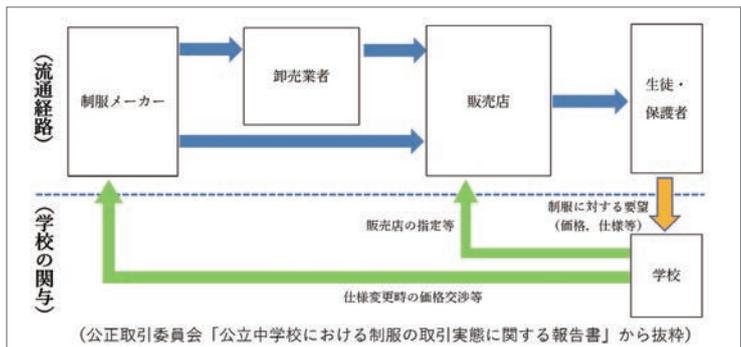


表1 学校に対して期待する取組 (報告書から一部抜粋)

- 制服メーカー及び指定販売店等の選定について
 - ・学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
 - ・制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を確認すること
 - ・学校が、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすこと
- 制服の販売価格への関与について
 - ・学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に学校が制服の販売価格に関与する場合には、
 - ・コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること
 - ・学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われること

表2 排除措置命令のポイント

- 制服販売業者は、
- 共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
 - 自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

制服の取引実態に関する報告書」では、公正取引委員会は、学校に対して、制服の取引に関する際に**表1**の取組が行われることが期待される旨の提言を行いました。

これらの提言の意図は、学校がこれを実施することにより制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能することにあります。実際、これらの提言は、公正取引委員会及び文部科学省から、全国の市区町村・都道府県教育委員会等を通じて公立中学校・高校に対して周知されました。

(2) エンフォースメント(価格カルテル事件)

公正取引委員会は、2020年7月1日、愛知県豊田市において県立高校6校(豊田6校)の制服を生徒等に販売する販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行いました。これはいわゆる価格カルテルの事件です。命じられた排除措置の概要は**表2**のとおりです。

また、豊田6校によっては、指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼していたこと、指定販売店各社を一堂に集めた打合せ会を開催していたこと等が認められました。公正取引委員会は、愛知県立高等学校が制服について上記の

依頼等をする場合、その依頼等が指定販売店による情報交換の契機とならないよう留意すべきである旨を、豊田6校を所管する愛知県教育委員会に対して通知しました。

競争政策に効果はあったか

公正取引委員会は、前述のアドボカシー及びエンフォースメントが、その後に学校制服価格にどのように影響したか効果検証を行いました(公正取引委員会「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」2023年10月)。事後検証に当たっては新たに学校に対してアンケート調査を行い、アンケートで得た価格データ等を用いて経済分析を行っています。

(1) アドボカシーの効果検証

経済分析の結果、**表1**にあるような公正取引委員会の提言のうち何らか1つ以上を実施した学校の制服価格は、提言を実施していない学校と比べて、提言を実施した1年後にはブレザー平均価格が約3.5%低下していました。提言実施から2年後～3年後には価格の変化率はさらに大きく、それぞれ約4.7%の低下、約6.9%の低下となっていたことが分かりました。

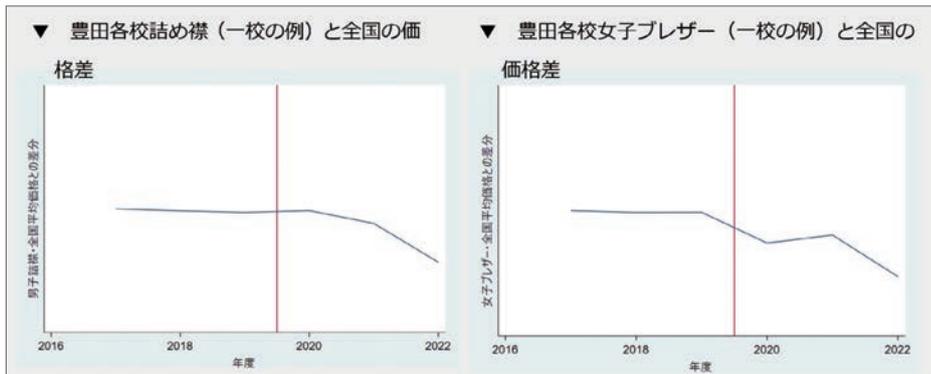
また、公正取引委員会が2017年に報告書を公表して以降、背広服や婦人用スーツといった類似の服製品の価格変化状況に比べると、全国のブレザー平均価格は約6%の低下傾向が確認されました。

上記の価格の変化率の推定に当たっては、「差の差分分析」と呼ばれる手法により因果関係の検証が精緻^{せいち}に行われています。こうした価格下落率は、金額に換算して、ブレザー(上下)一着の購入当たり、おおむね2,000円程度の価格下落額に相当すると考えられます。

(2) エンフォースメントの効果検証

次に、2020年の命令における違反行為(カルテル)の対象となった豊田各校の学校制服価格の状況を分析しました。結果、販売店による

図2 豊田各校の価格下落状況の分析



違反行為の合意が消滅した後は、豊田各校の制服価格が下落傾向にあるということが認められています。

この分析では、豊田各校の学校制服価格と、全国の学校制服の平均価格の比較を行っています。具体的には、「豊田6校各校の各年度における制服価格」と「当該年度における同様の品目の全国の学校制服の平均価格」の差分（前者から後者を引いた金額）を計測し、その変動状況を観察・分析しています。当該差分の状況は図2で示すように減少している傾向にありました（すなわち全国平均との相対で見た場合、豊田各校の制服価格は違反行為の合意消滅後に低下傾向にあるといえます）。

結び

学校制服価格全般は長期にわたり上昇傾向にあります。近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあることに鑑みれば、学校制服購入に係る保護者負担が軽減される意義は大きいと考えられます。

本事後検証結果を踏まえると、学校関係者においては、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、表1の提言事項の実施を引き続き進めていくこと、また、販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにす

ることが有効・重要です。提言に係る取組を実施した学校の割合に鑑みれば（直近時点では中学校で約36%、高校で約69%）、学校における取組の実施はさらに広がり得るものと思われま

本事後検証で行った

分析・評価は、学校制服のうち特にブレザーや詰め襟の品目に焦点を当てたものですが、それ以外の学校制服品目についても同様の指摘ができ、また、学校制服以外の学用品について販売店やメーカー等を指定する慣行が存在する場合、提言事項を実施することで価格低下がもたらされると考えられます。

公正取引委員会は、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を進めています。本事後検証結果の公表に際しては、公正取引委員会が文部科学省に対して本事後検証報告書の周知依頼を行っており、公表と同日付けで、文部科学省から全国の教育委員会等宛てに本事後検証報告書を周知する事務連絡が発出されました。

読者の皆さんが学校制服の取引についてさらにご関心をお持ちになられましたら、次の公正取引委員会の各報告書もぜひご参照ください。

（参考1）学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について（2023年10月23日）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/oct/231023seiheku.html>

（参考2）公立中学校における制服の取引実態に関する調査について（2017年11月29日）

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>

（本稿中、意見にわたる部分は、筆者個人の見解であって、所属組織の見解を示すものではありません）